

令和6（2024）年度 高付加価値旅行者誘客事業企画提案仕様書

1 事業名

令和6（2024）年度高付加価値旅行者誘客事業業務

2 委託期間

契約締結の日から令和7（2025）年3月21日（金）まで

3 事業目的

コロナ禍で疲弊した本県の観光業の回復、また、将来にわたり持続可能な観光の実現のため、今後はより観光消費額拡大を重視した取組を行っていく必要がある。

観光消費額拡大に向けては、高付加価値旅行者の取り込みが重要であり、これらの高付加価値旅行者が楽しむことのできるコンテンツの作り上げ・磨き上げに取り組むほか、県内観光事業者の抱える高付加価値化に向けた課題を解決していく必要がある。

本事業において、高付加価値旅行者市場に知見を有する専門家を「高付加価値旅行デザイナー」として設置し、高付加価値旅行者の受入を希望する県内観光事業者の自社コンテンツの開発又は磨き上げや課題解決等を効果的・効率的に行っていくとともに、当該事業の成果物を他の事業者と共有することにより、高付加価値旅行者誘客の裾野を広げていくことを目的とする。

4 事業概要

(1) 概要

本県への高付加価値旅行者誘客を促進するため、高付加価値旅行デザイナーが、選定事業者に対して、セミナーやワークショップの開催、伴走支援等を行う。

| 区分 | 内容 | 対象者 |
|---------|---|----------------|
| セミナー | 参加者が高付加価値旅行の現状を理解し、自社コンテンツの高付加価値化に対するイメージを持つ。 | 希望事業者 上限なし |
| ワークショップ | 自社コンテンツの高付加価値化を具体的に検討する。 | 選定事業者 10社程度 |
| 伴走支援 | 高付加価値旅行デザイナーのアドバイス等により、高付加価値旅行者に訴求力の高いコンテンツの開発又は磨き上げ、情報発信手法の確立等を行う。 | 選定事業者 10社程度 |

(2) 業務スケジュール（予定）

| | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 |
|---------|----|----|---------|----|------|----|-----|-----|-----|----|----|------------|
| セミナー | | | ● | | | | | | | | | ● |
| 支援事業者選定 | | | → 募集・選定 | | ● 決定 | | | | | | | ● 成果発表会を含む |
| ワークショップ | | | | | ● | | | | | ● | | |
| 伴走支援 | | | → | | | | | | | | | |

※詳細なスケジュールは、受託者決定後に委託者と相談の上決定する。

(3) 対象市場

欧州、米国及び豪州中心

5 委託業務の内容

(1) 高付加価値旅行デザイナー等の設置

- ・高付加価値旅行市場に知見を持ち、県内観光事業者の抱える課題を解決し高付加価値商品化に導くことのできる専門家を「高付加価値旅行デザイナー」として1名以上設置することとし、企画提案書により候補者を提案すること。
- ・(3)で選定する被支援事業者の課題を解決するためのワークショップ((4)のとおり)や伴走支援((5)のとおり)を行うにあたり、より専門的な知識が必要と判断される場合、適した専門家を選定し、被支援事業者が適切なアドバイスを受けられるよう必要な調整を行うこと。

(2) セミナーの開催

- ・高付加価値旅行者誘客に関心を持つ幅広い県内観光事業者を対象とすること。
- ・高付加価値旅行者市場の現状を県内観光事業者の視点で理解しやすく、当該事業者の参加意欲を喚起する内容とすること。また、内容については企画提案書により具体的な提案を行うこと。
- ・開催回数は契約期間中に2回以上とし、県内観光事業者が参加しやすい日程とすること。また、最後に開催するセミナーは、(5)の伴走支援の成果発表会を兼ねたものとする。
- ・セミナーに適した会場を用意すること。なお、栃木県庁会議室の使用も可とする。
- ・オンラインでの実施も可とするが、県内観光事業者が参加しやすいツールを使用し、質疑応答などを行いやすいよう工夫すること。

(3) 被支援事業者の選定

- ・高付加価値商品化のための伴走支援を行う被支援事業者を10者程度選定すること。
- ・応募要領を作成し、被支援事業者を募集すること。
- ・募集方法及び県内事業者への周知方法について、提案すること。
- ・被支援事業者の選定のための審査に係る選定要領を作成すること。
- ・(2)の初回セミナーにおいて、被支援事業者募集の詳細案内を行うこと。

(4) ワークショップの開催

- ・被支援事業者が自らの商品を高付加価値化し、販売に繋げるために必要な考え方を身につける内容とすること。
- ・開催回数は契約期間中に2回以上とし、開催時期や内容について、企画提案書により具体的な提案を行うこと。
- ・必要に応じて高付加価値旅行デザイナーの他に参加者の課題に適した専門家を活用すること。
- ・ワークショップに適した会場を用意すること。なお、栃木県庁会議室の使用も可とする。

(5) 伴走支援

- ・被支援事業者の課題を解決するために必要な伴走支援を行い、高付加価値旅行者に訴求するコンテンツの開発又は磨き上げ、情報発信の手法の確立等に必要な支援を行うこと。
- ・被支援事業者からの質問等を随時受付・回答できる環境を整備することとし、企画提案書により当該環境内容について提案すること。
- ・伴走支援期間中に1回以上被支援事業者の施設又は事務所に出席し、現地視察を行うこと。
- ・伴走支援を行うにあたり、必要に応じて高付加価値旅行デザイナーの他に課題に適した専門家を活用すること。

(6) アウトプットの創出

- ・当該事業の成果を具現化するため、具体的なアウトプットを提案し、その達成に向け必要な調整を行うこと。

(例：コンテンツの造成、磨き上げ(高付加価値化) ○本、
造成、磨きあげたコンテンツの商品タリフの作成 等)

6 提案内容

以下の項目を盛り込んだ企画提案書を提出すること。（※記載順序は任意とする。）

- (1) 企画提案者の概要等
- (2) 企画提案内容
 - ・高付加価値旅行者の誘客にあたっての課題認識
 - ・「5 委託業務の内容」に記載の業務に関する実施内容案
 - ・「5 委託業務の内容」に記載の業務内容以外に独自に提案できる事項がある場合は、その内容
- (3) 業務スケジュール
- (4) 業務実施体制
- (5) 国又は地方公共団体等における同様の受注業務実績
- (6) 見積額（合計額だけでなく、業務内容毎に積算内訳を記載すること。）

7 留意事項

- ・本事業の実施に当たっては、関係法令を順守し、委託者と協議を重ねながら、適正に履行すること。
- ・各業務上で必要となるデータ収集に係る調整や許諾等は、全て受託者の責任において行うこと。
- ・本仕様書により制作された成果物の一切の著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む。）は、完了検査をもって全て委託者及び栃木県に移転すること。
- ・成果物については、第三者の知的財産権等を侵害していないことを保証すること。
- ・受託者は、委託者が認めた場合を除き、成果物に係る著作権者人格権を行使できないものとする。
- ・第三者が有する知的財産権等の侵害の申立を受けたときには、受託者の責任（解決に要する一切の費用負担を含む。）において解決すること。
- ・業務の詳細について委託者と協議の上決定し、進捗状況を綿密に委託者に報告すること。
- ・本事業に係る一切の経費は、全て当初委託金額に含むこと。

8 成果物

(1) 提出物

- ・実施報告書 紙媒体2部及びUSBメモリ1個
- ・成果一覧 紙媒体2部及びUSBメモリ1個

(2) 提出場所

栃木県国際観光推進協議会事務局（栃木県産業労働観光部観光交流課内）

(3) 提出期限

令和7（2025）年3月21日（金）

9 総括責任者

受託者は、本事業の実施に当たり、十分な経験を有するものを総括責任者として定めなければならない。また、企画提案時点で確約するものとし、原則として変更できない。

10 その他

- ・本仕様書に定めのない事項及び本仕様書に定める内容について疑義が生じたときは委託者と受託者が協議の上で定めることとする。
- ・上記に関わらず、明示のない事項にあっても、社会通念上当然必要と思われるものについては本事業に含まれるものとする。